

## 夫婦締出事件

2016/11/28

次の2つの事例を対比しながら、Xの主張の当否を検討しなさい。

1 夫Yは、不仲となった妻Xが長男Aを連れて実家に帰っている間に、自らの所有するマンションの居室の鍵を取り替え、XとAの荷物を全て搬出した。居室に入れなくなったXは、実家に帰らざるを得なくなった。Yは、同居室を事情を知らない友人に月額9万円で賃貸している。XがYに対して居室の間接占有の回復および不法行為に基づく損害賠償として占有回復までの賃料相当額の半額と慰謝料を請求した（モデルは東京地判平17年3月22日LLIデータベースL6031156）。

2 妻Yと不仲となった夫Xは、Yに断ることなく住民登録をK市に移し自己の荷物を搬出し、現在は、Xの父親が代表取締役をしている会社に就職してK市に住んでいる。Yも、離婚問題で紛糾してXとの本件共有建物から離れて、実家に戻った。Yは、本件共有建物に残した荷物をときおり取りに帰ったりしていたところ、Xが鍵を壊して家財道具等を勝手に持ち出す事態が生じたので、本件建物の鍵を付け替えた。Xが占有侵害を理由に本件建物の明渡しを求めた（モデルは東京地判平6年8月23日判時1538号195頁）。